

令和6年度 第4回宮城県犯罪被害者等支援審議会 議事録

日 時: 令和7年1月30日(木) 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所: 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席者: 審議会委員9人

大坂純、小山政明、佐々木悦子、菅原壽子、竹田英子、堀毛裕子、松本文弘、
翠川洋、八島定敏

議案等: 議事 審議事項

宮城県犯罪被害者等支援計画の最終案について

議事の概要

○司会

それでは定刻となりましたので、ただ今より令和6年度第4回宮城県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の佐々木より挨拶を申し上げます。

○佐々木部長

本日はお忙しい中、また、足元も悪い中、宮城県犯罪被害者等支援審議会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本審議会は昨年度まで、公安委員会所管でしたが、宮城県犯罪被害者等支援条例の改正に伴いまして、今年度から知事部局所管の審議会として設置され、本日を含めまして4回の会議を開催させていただきました。

そして、これまで、条例改正に沿った形で、新たな宮城県犯罪被害者等支援計画について御審議いただいたところでございます。本日は計画の最終案について御審議をいただきますが、佐々木会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、これまで、それぞれのお立場から丁寧に議論を重ねていただき、最終案をまとめることができましたこと、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年9月の第3回会議後、県では、環境福祉委員会における集中審議を経て、その後1か月にわたり、パブリックコメントの募集を行い、様々な御意見をいただいたところでございます。本日お示しする最終案は、これらの御意見も踏まえ取りまとめたものでございますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

犯罪被害者等支援につきましては、計画を策定して終わりではなく、これからどのように犯罪被害者お一人お一人に寄り添った取り組みを充実させていくかということが重要でございます。今後、今回の計画策定の中で得られた知見や関係機関との連携体制を活かしながら支援の充実に努めてまいりますので、引き続き御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

本日は、10名の委員中、9名の方に御出席をいただいております。

過半数を超えておりますので、宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本会議は、県の情報公開条例第19条の規定に基づき、原則公開となります。ただし、

第1回審議会における決定により、議事に不開示情報が含まれるような場合に限り、同条例の規定に基づき、委員の3分の2以上の多数で決定した場合は、非公開とすることといたします。

それでは、議事にまいります。ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、議事の審議事項、宮城県犯罪被害者等支援計画の最終案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、宮城県犯罪被害者等支援計画の最終案について、御説明いたします。お手元に資料1から3までを御用意願います。

資料1は、計画の最終案でございます。資料2は、前回御審議いただいた計画中間案と、最終案の新旧対照表でございます。資料3は、計画中間案のパブリックコメントによりいただいた御意見と、県の考え方でございます。説明は、主に資料2と資料3で行います。

はじめに、資料2を御覧ください。左側に計画の最終案、右側に中間案を記載しており、修正箇所には下線を引いています。

1頁、第2章の3を御覧ください。こちらは、事前にお送りした資料における「犯罪被害者が置かれている状況」について、八島委員から「被害から数年が経過した後でも」は表現が軽いのではないかと感じるので、「被害から数年あるいは十数年が経過した後でも」と変更できないか。」との御意見を頂き、反映しました。

なお、事前にいただいた御意見は、参考資料3で整理しております。

次に2頁に参ります。2頁は図表の説明が若干分かりにくいところがありましたので、修正いたしました。

その下の第4章の表から、3頁から5頁にかけては、関係課を追加しております。

6頁から8頁の前半までは、各施策の概要の修正や、担当課の追加を行っております。

8頁の基本目標3の「現状と課題」は、「子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、DV被害者等は自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい」という点について、県議会環境福祉員会において、「訴えることが困難」の中には、怖くて訴えられなかったり、恥ずかしいから訴えられなかったりするほか、本人の認識がないまま犯罪に巻き込まれているという場合がある。」という意見がございました。このため、「声を上げにくいだけでなく、被害に遭ってもそれを被害であると認識できないこともある」としました。

9頁は、施策の名称を修正したものです。

10頁は、性暴力被害相談支援センター宮城の運営について、パブリックコメントで「男性の性被害の相談窓口の周知がされていない。」との意見がございました。これまでも男性も相談できる旨広報しておりますが、計画でも分かりやすくなるよう、性別にかかわらず相談できることを追記しました。

10頁の後半は、施策の概要の修正や、担当課を追加したものです。

11頁以降は、用語解説を修正したものです。

以上が、中間案から最終案への変更箇所となります。

次に、資料3を御覧ください。資料3は、パブリックコメント及び御意見に対する県の考え方を記載した資料です。

パブリックコメントは、昨年12月10日から、本年1月10日まで行いました。その結果、20項目の御意見が寄せられました。このうち、主なものを御説明します。

1頁のNo3は、「要保護女性・児童に対する支援はあるが、男性の枠は作らないのか。」との御意見でした。これについては、「要保護女性・児童に対する支援」には、女性相談支援センターや児童相談所の具体的施策を記載していますが、男性及び男児についても、計画全体において、支援施策を実施するものと考えております。

2頁のNo10は、「各種SNSを活用して、男女関係なく相談窓口を周知するとよい」との御意見でした。これについては、「性暴力被害相談支援センター宮城」については、これまでTwitter(現:X)や、インスタグラムを活用した広報を行ってまいりましたが、今後も御意見を踏まえ、SNS等を活用しながら広報や周知を行っていきたいと考えております。

なお、この意見でも、「男女関係なく」との意見がありました。「男女関係なく」というのが、どういった犯罪被害を指すのかの明示まではございませんでしたが、当方では、性被害や性暴力に関係する御意見と受け止め、性暴力被害相談支援センター宮城の広報に関する御意見として整理しました。

No12は、「広報や周知の具体例を教えてください。」というもので、意見というよりは御質問でした。これについては、県では、「犯罪被害者等理解促進ポスター」や「犯罪被害者等支援リーフレット」などの作成を行い、関係機関や学校等に配布しているほか、県政だよりやラジオ等でも広報や周知を行っておりますが、やはり十分ではない部分もある、と受け止めております。引き続き、広報や周知を進めます。

No14は、計画最終案に反映した意見です。さきほど御紹介した「男性や男児の保護」、「男女関係なく相談できるように」、といった御意見にもありましたが、こうした御意見からは、近年の社会情勢を反映し、「男性が被害者となるケース」にも関心が高まっていることが伺われました。

No15は、DVなどの見えづらいものについて、異変を感じてあげる必要があると思う、との御意見でした。DVなど、自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすいとされている犯罪被害等の支援については、基本的施策10に盛り込んでいるところです。こうした被害を支援に結びつけるためには、異変を把握した関係機関がこうした事案の特性を理解し、早期に連携できるような体制の構築を進める必要があると考えます。

No19、3頁のNo20は類似の意見で、加害者や冤罪被害者の支援を盛り込んでどうかというものです。加害者の支援については、再犯防止の観点から、保健福祉部において「宮城県再犯防止推進計画」が策定されています。

また、「冤罪被害」については、本計画が対象とする「犯罪被害」とは異なるものですので、直接の対象とはしておりません。なお、「冤罪」そのものは、犯罪被害とは異なりますが、インターネット上で「冤罪の誹謗中傷」がなされる場合は、「インターネット上の人権侵害対応」などが該当する場合がございます。

続きまして、参考資料について御説明します。

参考資料1は、計画の最終案の概要版で、中間案のときから修正はございません。

参考資料2は、これまでの審議会においていただいた意見と、それに対する計画への反映状況等を整理したものでございますので、御覧いただければと存じます。

参考資料3は、本日の審議会に先立ちお送りした資料について、委員からいただいた御意見や御質問を記載したものです。御意見を踏まえ、事前送付資料から修正した箇所などを記載しておりますので、こちらも御覧いただければと存じます。

計画の最終案の説明は以上です。今後、計画は、県議会環境福祉委員会に最終案を報告し、3月中に策定する予定です。

なお、今回御審議いただいた計画は、令和7年度のみ計画でございます。令和8年度以降の計画につきましては、来年度、再度御検討いただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐々木会長

ありがとうございます。いろいろと御説明いただきましたが、今の御説明で、何か御質問と御意見等ございましたら、いただきたいと思えます。

参考資料3についてはいかがでしょうか。

○事務局

参考資料3につきましても、よろしければ御説明してもよろしいでしょうか。

参考資料3の、菅原委員からいただいた一つ目の御意見でございます。DVの件数で、警察の相談件数と配偶者暴力相談支援センターの件数に開きがあるという御質問がございました。こちらについては、それぞれの機関で取り扱っているDVの種類が違うということで、配偶者暴力支援相談センターの方が広めに取り扱っているということで差がございました。

2番と3番の、加害者支援や、冤罪の支援につきましては、事前にお送りした資料から、いただいた御意見を踏まえて文案を調整いたしまして、本計画の直接の対象ではないというところを表現するような修正を加えました。

4番から7番までは八島委員からいただいた御質問でございまして、4、5については、文章上の書き方や表現ぶりについて最終案の方で反映させていただきました。

6番の人権侵害情報相談が法務局のみで良いのかという御意見について、人権侵害は当然、法務局以外のところも対応していると考えておりますが、こちらはインターネット上の人権侵害対応ということで、法務局で制度として持っているものがございましたので、こちらの施策を記載しております。

7番は、先ほど御説明した通り、環境福祉委員会の方からいただいた御意見を踏まえまして、文章表現を修正したところでございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。八島委員いかがでしょうか。

○八島委員

事前に質問させていただいた分については、了解いたしました。

ただ、その後考えたことがあります。先日の日曜日の河北新報です。これの最後に、岩手県の犯罪被害者支援条例が全然できていない、進んでないという記事が載っています。他県のことですが、岩手県は後進県で、全33市町村の条例は未だなく、宮城県は進んでいるということで大変良いと思いました。

一方で、遺族の方の言葉で、「被害者や家族が新たな住まいを確保したり、仕事を探したりする生活面の支援は市町村が担う。」とあります。ケースバイケースだとは思いますが、この記事がすごく刺さりました。

この新計画では、それぞれの機関において、どういったことをやるのかという一覧表がございます。23ページ、24ページの58番の宮城県市町会、59番の宮城県町村会で担当しているのは何があるかという、個人情報保護、犯罪被害者等支援制度の広報や周知です。これも非常に大事な面ではありますが、市町村の役割としてももう少し積極性が欲しいと思います。ですから、これから、市町村への指導というものを強化していただけたら嬉しいと思います。

そういう意味では去年、12月13日にフォレスト仙台で、宮城県犯罪被害者等支援専門職研修会というものが、「犯罪被害者等に必要な支援とは」ということで御案内いただいて、私も参加しました。講師の先生が素晴らしく、大変参考になりました。ですから、積極的に市町村の職員の方がご参加いただけるとういなど感じました。

○佐々木会長

ありがとうございます。県の担当の方で何かありますか。

○事務局

市長会、町村会の取り組みの数というのは、御指摘のとおり、決して多くはないと思っております。市長会、町村会そのものは、決して大きな組織ではないので、市町会、町村会自体がたくさんいろいろなことをやることは難しいと思っておりますが、市町村の方で、例えば福祉サービスであるとか、生活面のサービスであるとか持っていることは多いので、市町村の方にもぜひ、犯罪被害者等支援の理解を深めていただけたらと考えております。

先ほど八島委員から紹介いただいた専門職研修会は、ウェブ参加も合わせて100名くらいの方に御参加いただき、その中では市町村の方もいらっしゃいました

それとは別に、市町村向けの担当者研修会というのを開催いたしまして、被害者支援センターの方と、県警犯罪被害者支援室の方の御協力をいただき、ケーススタディのようなことを行い、勉強を進めているところでした。

仙台市のように大きいところは、事件ももちろん多いので経験を積んでいく機会が多いですが、どうしても小さいところは、年に1回あるかないかというところが多いという声を聞いております。例えば、見舞金制度についても初めて支給するといったところも多いです。これからも、市町村でできる支援、県の方でできる支援、関係機関でできる支援を組み合わせながら、勉強を続けていきたいなと思っております。

○佐々木会長

ありがとうございました。他に何か、今回の最終案や県の説明につきまして、御意見、あるいは追加のお願いなどはございますか。大坂委員いかがですか。

○大坂委員

今回のこの計画については、宮城県が全国に先駆けていろいろ積み重ねてきたことがまとめられており、これまで、我々も含めて大切にしてきたものが形になっており、評価できると思えます。

先ほどの八島委員のお話の中で、実際の取り組みの中で、これまでの私の経験からお話をすると、小さな市町村であれば、被害者の方がそういうところにつながるのをためらわれる、つまり知人がいて、被害に遭ったと言われるのが嫌だということがあります。それで、県警被害者支援室とセンターがあって、そういうところで相談に乗り、かなり臨機応変にお手伝いをしていたという経緯があります。その上で、支援室やセンターの方で市町村につないでいただいて、そこを上手に保ちながら、いろんな制度を使っていたということ積み重ねてきています。こうしたことも踏まえて、これからもっともっと前に進めるといいかなと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。何か他に御意見ございますか。菅原委員お願いします。

○菅原委員

私は、かねてからコーディネート機関が必要なのではないかと考えておりました。第4次犯罪被害者等基本計画の中にも、重点課題4の中に「支援等のための体制整備への取組」があり、地方における途切れない支援の提供体制の強化が盛り込まれております。

拠点型のように一か所で、被害者に対してどんな支援が必要なのかを協議をして、それで途切れないよう連携をしていくということです。今の場合だと、単独で、端緒となった相談機関が連携を模索して、つないでいくような状況になっていると思います。

ですから、県警などの下部機関のような形で、コーディネート機関のようなところがあれば、そこに必要とされる支援の関係機関が集まって、その中で、全て一か所で解決できるような体制を取れないものかと考えております。

この第4次計画の中には、重点課題4で取り組むことと書かれてありながら、一体どこがそれを主体として作るのか、設置しようとするのかということがよく分からなくて、ぜひ取り組んでほしいと思います。

○佐々木会長

事務局からお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。現在、国の犯罪被害者等基本計画は、第4次計画でございますけれども、令和8年度から第5次計画になる見込みでございます。おそらく来年度、国の方で議論が本格化するのかなと考えておまして、今、菅原委員がおっしゃったような、コーディネート機能というところも盛り込まれていくのかなと考えておりました。

現在、宮城県の方では、被害者支援センターであるとか、県警被害者支援室の方で、カウンセリングや、支援につなげるということをやられておまして、支援が届いていないという具体的なお声などはいただいておりますが、実際は当課、県警、被害者支援センターも知らない制度などはあると思います。

そこで、ワンストップというのが国で打ち出されておまして、それそのものではありませんが、県警や被害者支援センターと、支援が必要なケースを取り出して、研究をするなどの検討をしているところでございます。

なお、菅原委員がおっしゃった、下部機関のような存在ということで、埼玉県さんはそういう組

織を作っておりまして、県警、被害者支援センター、県の共同参画社会推進課のようなところが一か所に集まっているような体制もありますが、そこでもやはり、まずは市町村につなぐということが重視されていると伺っております。集まって全てがうまくいくのかというと、なかなか分からないことがございまして、どういった方法がいいのかは、これから検討していく必要があるのかなとは思っております。

○佐々木会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。だいぶ煮詰められている計画ではありますが、この計画の最終案に関しまして、先生方の承認がいただけると、県議会の方に提出するという運びになります。何か追加等ございますか。

それでは、意見は出ないようですので、犯罪被害者等支援計画の最終案はこれで了承ということといたします。

今日の他の議案は「その他」ということになりますが、委員の先生方から、犯罪被害者等支援に関しまして、何か御提案や考え等ございましたらいただきたいと思いますがいかがですか。

○大坂委員

計画については先ほど申し上げましたように、これまでの積み重ねということで準備を重ねていると思いますが、これから計画をいろいろな方にお話するときのイメージをずっと考えていました。

これまで県警の方でしっかりと仕組みを作っていただいて、実践を重ねてきて、特にセンターの方々が一生懸命やっただいて、ここまで来たなと私は思っております。今回、所管が知事部局になったということで、このような計画を作るところも移ったということですが、これまでの、いろいろな犯罪被害者支援の上に、さらに厚みを増して、知事部局の人たちが直接入ること、例えば先ほど出ておりました市町村へ働きかけるであるとか、そのワンストップ体制もどうしようかというようなことについても、お話をされているということです。

住宅の問題であるとか、そういう方にも入っていただけるように、会長中心に働きかけるなどいろいろやってきたわけですけれども、さらに今回、幅も広く厚みも増して、しっかりと被害者の方の支援をしていく計画ができたのかなと思っております。

次年度また新しい国の計画がありますが、それはいろいろと新しい課題に対する知見をしっかりと入れて、さらに厚みを増して、ウイングを広げていくということだと思います。

被害者が出ないことが一番ですけども、被害に遭っても、一日も早く元の生活が取り戻せるような支援が宮城県で行われていますよ、と説明をしていきたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

イメージはそのような感じかなと思っております。

○佐々木会長

ありがとうございます。県に移ったということは、大きな広い範囲での支援ができるという御意見かなと思っておりますが、本当にその通りだなと思いました。いかがでしょうか。

○木村課長

課長の木村でございます。今日は4回目の会議ですが、これまで熱い議論や、センターから

意見を聞くなど、積極的にしていただき、ありがとうございます。

また、先ほどから、県警から知事部局に移管された話もありましたが、ただのキャッチボールとは違い、県警の積み重ねの上に、我々も今後積み重ねていこうとしております。

菅原委員がおっしゃったようなコーディネート機能であるとか、それから八島委員がおっしゃったように全体としての支援ということもあります。計画の19ページなどにも記載しましたが、やはり市町村との連携であるとか、民間支援団体との連携については、より一層綿密に、細かに支援体制を作り上げていきたいと思っております。

私も、この一年で連絡協議会のメンバーを増やしたり、市町村にも出向きまして、見舞金の重層的支援ができるようにしたりなど、できる限りの行動してきたところでございます。

また、国の方としても、菅原委員がおっしゃったようなコーディネート機能に対する少し不安も見えていることから、警察庁で少し予算化をするという話もあります。八島委員や菅原委員もおっしゃっているように、それなりの機関はあるけれども、そこと実際の被害者の方とのつなぎをコーディネートできる人材のための予算を用意するような話もありますので、今後、どのように活用していくかということは、来年度また検討させていただければと思っております。

今回は本当にありがとうございました。

○佐々木会長

ありがとうございます。他に何か御意見はございますか。

最近、いわゆる特殊詐欺や闇バイトによる事件などがかなり横行してきて、宮城県にも随分その波が押し寄せてきているようです。実は、夫のところにも県警を名乗る変な電話がかかってきて、おかしなことに巻き込まれそうになりました。それだけのことですが、それ以来、非常に恐怖を感じ、いろいろな防犯システムをつけておりました。

私たちは病気を扱う仕事ですけれども、病気の治療ができるようになったら、次は「未病」として、病になる前に何とか対応していくというのが進んだ形かなと思います。

また、今は SNS で非常にいろいろなことが起きて、傷つけられている人たちがたくさんおりますので、そういう人たちへ、心の安らぎを得られる対応をするようなシステムなど、そんなこともこれから必要かなと感じておりました。新しい犯罪や新しい被害に合わせた対応もこれから検討していただけたらいいなと思っております。

○佐々木部長

ありがとうございます。今回は、犯罪に遭われた方、御不幸にも遭われた方、またそのご家族等の方々に対する支援という形で、支援計画を委員の皆様にご議論いただきました。

ただ、もっと大事なものは、そういった犯罪が起らないようなまちづくりをどのようにしていくかということです。まずその前提があって、不幸にも被害に遭われた方の支援という形で策定しています。

県としても、この安全、安心なまちづくりというものについて、来年度、安全・安心まちづくりの基本計画の見直しをかけていきたいと思っております。会長がおっしゃっていたように、闇バイトや通り魔的な話がございます。防犯カメラのリレー捜査など、いろいろな手法を持ちながら対応しています。我々は、単に防犯カメラだけで安全安心のまちづくりが出来上がるとは思っておりません。いろいろな手法の中で、安全に、安心して生活できる地域社会を作っていきたいと考えております。今回会長からもいただいた御意見等も踏まえながら、県としての安全・安心まちづくり

計画につきまして検討したいと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。他にございませんか。それでは、特にないようでございますので、事務局から何かございますか。

○司会

次回の審議会についての御連絡をさせていただきます。次回の審議会につきましては、4月以降、事務局より日程調整を改めてさせていただきたいと考えております。具体的な時期につきましては、改めて委員の皆様にご案内を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○佐々木会長

ありがとうございます。他に特にないようでしたら、進行は事務局の方にお返ししたいと思います。皆様、ありがとうございます。

○司会

佐々木会長、ありがとうございました。ここで環境生活部長の佐々木から一言発言させていただきます。

○佐々木部長

改めまして、今回、宮城県犯罪被害者等支援計画を最終案という形で策定をさせていただき、本当にありがとうございました。審議の中で、いろいろな御意見をいただいております。県議会に報告し、最終的に公表するという形にはなるわけですが、今回、最初にも申し上げましたとおり、やはり、策定して終わりだとは考えておりません。

これをいかに充実した形で、お一人お一人の犯罪被害者の方々に寄り添ってできるかというところがございます。来年度、国の方で第5次の基本計画の見直しもございます。今回の支援計画につきましては、来年度1年という形の短い計画ではございます。国の計画も踏まえながら、今回作っていただきました計画を、また新たに充実させた形の計画にするため、来年度改めて御議論をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

皆様の丁寧なご議論に対しまして、改めまして御礼を申し上げさせていただきたいと思ます。どうもありがとうございました。

○司会

以上で本日の犯罪被害者等支援審議会を終了とさせていただきます。